

第1回京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会

日時：令和7年12月18日（木）
午後1時30分～午後2時30分
場所：京丹波町役場 1階 防災会議室
及びオンライン（ZOOM活用）

出席者 委員：松田会長、上田副会長、川上委員、津田委員、片山委員、皆見委員、山田委員、
谷山委員、山本委員、谷口委員、入江委員、原田委員、中川委員（13名）

オブザーバー：（オンライン出席）京都府 今井社会福祉士
（オンライン出席）京都家庭裁判所 白石主任書記官

事務局：健康福祉部福祉支援課：原澤課長、堀補佐、中川主任、福井
京丹波町社会福祉協議会：山崎係長

欠席者 委員：山下委員、若松委員、太田委員、塩田委員、明田委員
オブザーバー：京都家庭裁判所 永島主任書記官

1 開会（原澤課長の司会により進行）

2 畠中町長あいさつ

出席のお礼。

日頃は、本町政の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。また、京丹波町地域福祉計画推進委員会及び京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会の委員への御就任をお引き受けいただきました入江様に対しまして、深く感謝を申し上げます。大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

オブザーバーとして、御出席いただいております皆様におかれましても、大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、本町では、誰もが住み慣れた地域でこころ豊かに生活することができるよう、行政や地域住民、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの力を合わせ「地域共生社会の実現」に向け取組を進めております。高齢化の進展とともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、また少子化や家族の姿の多様化などわたしたちを取り巻く環境は急速に変化しています。

令和5年度から「京丹波町成年後見支援センター」を開設し、認知症など精神上的の障害によって、意思決定支援、権利擁護支援を必要とする方が、成年後見制度を始めとする本人にとって最適な支援を受けるための施策を推進しております。

住民の皆様や関係の皆様にも、少しずつではありますが、「成年後見制度」に関する認知度も高まっていると考えており、今後も制度の周知と、充実した支援体制を構築できるよう皆様との連携を密にしていきたいと考えております。

また、委員を兼任していただいております「京丹波町地域福祉計画」につきましては、平成2

9年度からの10年間の計画が、令和8年度をもって終期を迎えるため「第2期京丹波町地域福祉計画」を策定します。「きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力」を基本理念とし、誰もが支え手となり、地域全体で助け合えるまちづくりを目指し、地域福祉推進の取組を進めてまいりました。地域における課題が複雑化、多様化するなかで地域住民をはじめ、関係団体や専門機関が連携し、地域全体で支え合うまちづくりがこれまで以上に求められます。

「第2期京丹波町地域福祉計画」の策定では、町の実情やこれまでの成果や課題を踏まえ、より実効性のある計画となるよう、町の将来像を皆さまとともに考え、進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から御意見や御助言等をいただき、活力があり、誰もが安心して生活できる町の実現に向けて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに当たり、皆様におかれましては、健康に十分御留意いただき、御活躍いただきますことをお祈り申し上げ、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

3 会長あいさつ

本日配布された資料を見ますと、成年後見制度とはということで成年後見制度についての説明などが書いてありますが、今成年後見制度は来年度に大きく法改正がされる予定になっており、今月に詰めを行っているような状態です。来月に要綱試案ができ、来年度の国会で法改正を目指すという動きになっています。今日受けた説明も近い将来変わるものだという前提で聞いてもらいたいです。また、後見制度も変わりますが社会福祉協議会に求められる役割や仕事が増えそうな議論がされており、中核機関の役割においても今よりも期待されるようになると思われます。そういったニュースなどを注意して見ていただきたいです。

4 自己紹介

各委員、事務局の順に自己紹介

5 協議事項

(1) 成年後見制度と地域連携ネットワークについて

(説明：事務局(堀補佐)資料1-1、1-2説明)

副会長：最後の市民後見人の養成の件ですが、南丹市と亀岡市が共同して養成のカリキュラムを作っていくと聞いています。そこに参加する予定はないのでしょうか。

事務局：3か月に1回3市町で交流会を設けており、その中で京丹波町もどうですかとお声がけはいただいている。今後協議をして来年参加させていただくかというところは前向きに検討しておりますが現時点でまだ結論は出ておりません。

会長：補足をさせていただきます。南丹市の運営委員会をしており南丹市の状況を把握しています。南丹市と亀岡市が共同して来年度後半から再来年度にかけて市民後見人を養成していく計画がありますが、今のところ南丹市では市民後見人を養成し既に市民後見人が活動されています。亀岡市は市民後見人を養成しておらず、京丹波町も養成していないという状況。亀岡市も市民後見人の養成について消極的だったがこの度共同で出来る所は協力しようとなりました。南丹市

の市民後見人養成講座は、皆さん全部受けてくださいというのではなく初級編など段階に分けており、ちょっと勉強しようかなという人も参加できるような体制になっており、亀岡市と初級編を共同でやると聞いています。京丹波町も初級編くらいならどうかという様子ですのでまた検討してほしいです。

会長 : 町長申立て案件における受任者調整ですが、この運営委員会ができた後受任者調整などの質問が今まで一切ありません。せっかく三士居るのでこういった申立てをしようと思うがどの職種がふさわしいかやこれは申立てに適した案件なのか、町長申立てでない方法があるのかなど相談を気軽に私たちにしてくれたら良いと思います。メール電話など手段は問わず気軽に問い合わせてもらえば、上手く専門職を使ってもらえればと思います。

事務局 : 心強いありがたいお言葉をいただきましてありがとうございます。なかなかこちらで相談のタイミングが正直分からないところもあったがこれからはご相談させていただきたいと思います。

会長 : タイミングと言われたが、運営委員会は年に2回しかされていないのでそれを待つとなるとなかなか待てませんので顔を合わせる機会を待つのではなく、町長申立てをした方がいいだろうかなどの案件が出てきたときにメールでご意見くださいと問い合わせいただければいいです。南丹市などはメールで問い合わせが来ています。

副会長 : 亀岡市の運営委員をしています。亀岡市はフォームを作っておりそれがメールで流れてくるのでこちらもメールで返す形になっています。亀岡市の場合は他の人がどんな回答をしているのか見えない形で運営されているが、できれば全員がどんな回答をしたのか見える形で、どういう回答が出てそれに対してどんな意見が出たのかメールの中で話し合いができるようなシステム作りをしてもらえたらと思います。

会長 : 南丹市の場合は宛先を三士に限らず運営委員会のメンバー全員に送り、メールで諮っている状況。皆さん全員に返信しているため誰がどういう話をしているのか分かるため補足をしたり意見を言ったりしているため運営委員で話しているのと変わらないかと思います。

事務局 : ありがとうございます。3年目になりましてそういった形でご相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(2) 法人後見の取組について

(説明：事務局(山崎係長))

副会長 : 本人から毎日何回も電話があると報告いただいているが、どこに連絡があるので
すか。

事務局 : 社会福祉協議会に連絡が来ています。

副会長 : 担当者が毎回対応しているのですか。

事務局 : 担当者が居れば対応をしています。話を聞くのは誰でもいいようで、本人は誰かに聞いてもらえれば安心されるため担当者が不在の場合は他の職員が対応しています。

副会長 : 月1回の支援というのも対応されているのは担当者がされているのか。
事務局 : 担当者が対応しています。
副会長 : 毎日だということだと、我々の感覚的にかなりヘビーだと思いますが。
事務局 : 連絡の内容が「何日に何円電話代がおちます」など報告がメインでこちらも「分かりました」で終わることが多いので長い時間拘束されるような電話ではありません。
副会長 : 長々と話をされるわけではないということですね。

(3) 京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

(説明:事務局(中川主任)資料2-1説明)

副会長 : 成年後見報酬助成について1件とあるが、これは町長申立ての1件とはまた別ののでしょうか。
事務局 : 町長申立ての方ではありません。
委員 : 1月24日開催されます終活セミナーのチラシは既に広報されたのかこれからからされるのでしょうか。
事務局 : これからになります。12月に全戸配布を行う予定であり、あとはケーブルテレビやアプリでの広報予定です。
副会長 : 権利擁護等に係る相談件数について、どのような相談が多かったか聞かせてもらえますか。
事務局 : 昨年までは高齢の方の相談が多かったように思いますが、今年度特徴的だったのは障害をお持ちの方の親であったり兄弟からの相談が5件あり、そういったケースが増えているなという印象です。あとは病院や施設からの相談が4件ありました。
会長 : 保佐類型、障害の方からの相談が増えてきていますとありました。全国的にみると後見が7割・保佐補助が3割と統計上出ていますが、京都府に限っては後見が5割・保佐補助が5割とかなり特徴的になっています。今後の動向として、保佐補助で、ある程度判断能力があるうちから財産管理の支援を受けて本人の希望を聞き取り支援を行っていくというのが流れになっていくと思われれます。障害の方の家族、8050問題など家族で面倒を見れなくなった後どうするかなどの問題は随時出てきますので今後そういった相談は増えてくると思います。
副会長 : 後見の利用者数ですが、現在の利用者数ということで終わった方は書いてありませんが、在宅か施設の方かなどは把握されているのか。
事務局 : 裁判所からくる数になりますので把握はしておりません。

(4) その他

(説明:事務局(原澤)説明)

- ・協議会議事録の町ホームページへの公開について了承願いたい。発言者の氏名は非公表とし、個人の特定につながる情報については割愛、修正等を行う。
- ・終活セミナーの開催について

⇒令和8年1月24日(土)午後1時30分～ 京丹波町役場

事務局 : 会長からお話がありました。現在後見制度が大きな動きをしており、身寄りのない高齢者に対する支援が社会保障審議会でも活発に議論されている状況にあります。委員様オブザーバー様より現状やお知らせなど情報提供があれば教えていただきたいと思っております。

会長 : 予定されている法改正についてですが細かいところは詰められていません。現時点ではっきりしている所を言うと、今は成年後見人がつくと基本本人が亡くなるまでずっとつくこととなりますが、今後は必要性がなくなると終わるという制度になります。なので亡くなるまでずっとついているとは限りません。相続手続きのために後見人をつけた事案の場合、相続手続きが終われば必要性がなくなったということで終わります。日常的な金銭管理を目的に後見人がついたあとお金の整理や課題が整理され本人が安定して生活できるようになった状態になると、例えば社会福祉協議会やほかの制度に引き継ぎ、後見ではない制度で支援をすれば足りるのではないかと必要性がなくなり終わるという制度になります。また、後見・保佐・補助と3類型がなくなり判断能力が不十分な方が利用できる制度になり、20年以上使ってきたこの3類型の言葉がなくなります。また、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業で金銭管理をされているがそれに加えて死後受任、亡くなった後の事務手続きなど新しい仕事を社会福祉協議会が担うというような話が国の方でされています。中核機関もこの人は後見がいいのではないかとこの人は日常生活自立支援事業がいいのではないかとコーディネートをしていくような立場が期待され中核機関も責任が重くなるような状況です。

オブザーバー : 補足として、今分かっている範囲でお話しさせていただきます。中核機関という名称自体は法定化されていませんが、法定化され権利擁護支援推進センターという名称になるという方向で動いていくと聞いています。成年後見制度自体が有期制になるということで目的のために申立てを行って目的が終われば当然役割が終わります。その役割が終わる段階については最終的には家庭裁判所が審判を下すという流れになるということはいはたいはっきりしています。しかし、どういった基準で行っていくのかという部分については今まさに専門職員の方々の議論が最終段階でなされていると聞いています。12月が大きな山で1月には方向性がはっきりと出されそれが通常国会に出されていくという流れです。社会福祉法の改正が同時に並行されており、まだ社会福祉協議会が行うと確定している状況ではないと聞いてはいますが、新しい仕組みとして身寄りのない方、亡くなった後の相続の処理などの課題に権利擁護としてどのように支援をしていくのか今議論がおこなわれています。できれば民法の改正、いわゆる成年後見制度の改正と同時に示すことができるという形で議論されています。ただこれもまだ確定的なことが現時点で判明していないため来年の1月終わり頃になると思うが大筋のものが示されるのではないかと思います。今後の動向をしっかりとみていく必要があります。また、通常国会で議論がされたとしてもすぐに施行ができるかというところにおいては、例えば家庭裁判所における仕組みや手順など整備をしていく必要がありますので、そのための周知、徹底させていくという期間

を考えると施行には時間がかかるのではないかとされています。来年度は制度が大きく変わる状況になってくるため動向は常に注視しながらしっかりと取り組みを行っていく必要があります。

6 閉会（副会長あいさつ）

本日のお礼。話に出ていたように成年後見制度が大きく変わろうとしています。後見という名前自体がもう使われなくなるのではないかとされています。ただ、やることは変わりません。私は、権利擁護支援の時にご本人を支援するにあたり、支援者で一つのチームを作るということをしています。チーム作りの中でその方に今必要な支援を誰が担っていくかと割り当てていくとどうしてもできない部分、縦割りになるので隙間の部分ができます。チームの中の一人一人が自分の範囲を超えて少しずつ役割を担っていくことで一つの輪ができるということを心掛けて支援を行っています。京丹波町における権利擁護支援も同じで我々専門職以外にいろいろな方がいらっしゃって皆さんが少しずつ範囲を超えて支援をしていくという形で何かしら新しい支援体制ができればよいなと考えています。本日は、皆様ありがとうございました。